

平成 16 年 5 月 31 日

内閣官房

情報通信技術（IT）担当室 御中

全国銀行協会

「e - Japan 重点計画 - 2004（案）」に関する意見

平素は、種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、さる 5 月 21 日に公表されました「e - Japan 重点計画 - 2004（案）」について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

## 「e - Japan 重点計画 - 2004 (案)」に関する意見

「電子政府構築計画改定案」について

### 1. 国家公務員給与の全額振込化について

当協会では、平成 15 年 7 月 7 日付の「電子政府構築計画(案)」に対する意見で「国家公務員給与の全額振込化を早期に実現するとともに、その進捗状況(全額振込化実施割合等)についても定期的に各府省別に開示していただきたい」旨要望している。今回の改定案においては、これまでの「e - Japan 戦略 加速化パッケージ」での決定を踏まえ、「2005 年度末(平成 17 年度末)までに、…各行政機関において原則として 100%の実施を目指すとともに、各行政機関別の実施状況を定期的にフォローアップする」とし、達成時期を明確にしており、評価できる内容になっている。

しかしながら、昨年および本年初に実施された国家公務員給与の全額振込化に関する進捗状況の調査結果では、依然として全額振込化比率が低い府省が散見されるので、予め調査時点(最低年 2 回)を公表したうえで、府省毎の全額振込化率や職員数を公表し、引続き振込化比率が低い場合には、CIO 連絡会議等において、振込化比率の向上にあたっての対応(振込化比率の低い府省のディスクロージャーの拡充〔官署毎の振込化比率・職員数等〕)等を検討していただき、公表していただきたい。

また、本件について、地方の出先機関等においても、十分に趣旨が行き渡るよう全額振込化の方針を書面により再度徹底してもらうとともに、実施状況については抽出調査ではなく、悉皆的に調査を行っていただきたい。

### 2. 内部管理業務の業務・システムの最適化について

#### (1) 「国庫金支払事務全般」について

民間企業や個人における支払については、電子媒体や ATM を利用した振込がすでに定着しているものの、国庫金の支払にあたっては、依然として、現金払いや書面ベース(国庫金振込・送金依頼書)での振込・送金が行われていることから、事務処理の円滑化を図る観点から、電子媒体を利用した振込(オンラインまたは FD 等の媒体を活用)に切り替えていただきたい。

#### (2) 「人事・給与等業務」について

人事・給与等業務については、「人事・給与等業務・システム最適化計画」において、「民間金融機関の協力を得て、民間金融機関のインフラ整備にあわせて、官庁会計事務データ通信システムとの連携を図りつつ、各府省等は、…

『センター支出官による集中型』に切り替えるなどの措置を講じる」とされているが、計画の策定にあたっては、民間金融機関の事務運営・システム開発等に配慮していただきたい。

### (3) 「その他官房基幹業務」

人事・給与等業務のほか、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務についても、「業務の改革を行ったうえで、徹底したシステム統合により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織横断的に取り組み、業務・システムの最適化を図る」とされている。

この業務の見直しの一環として、これらの業務に係る資金の支払にあたっては、「国庫金送金通知書」による送金（「委託送金銀行払」など）に代え、事務処理の円滑化を図る観点から、電子媒体を利用した振込（オンラインまたはFD等の媒体を活用）に切り替えていただきたい。

また、旅費等においては、旅費計算上の手法等に伴い、国に対し、非常に僅少な額の返納が生じることがあるが、この返納金は、現在、日本銀行歳入代理店での収納が原則認められていないことから、日本銀行一般代理店で収納しなければならず、返納金の納付者にとって不便だけでなく、銀行においても一般代理店以外の店舗で処理しないよう確認を行わなければならず、その事務負担等も大きい。

については、旅費等の計算において、返納が生じないように原則精算払いとしていただくとともに、国に対する返納金が発生する場合には、納付者の利便性向上と銀行の負担軽減のため、特に金額の僅少なものについては、歳入金としての収納を認めるよう検討していただきたい。

## ・ 中小企業金融について

### (1) 電子的手段による債権譲渡の推進について

- ・ 「電子債権」の導入は、企業間の商慣習や資金調達方法などに対して広範囲に影響を及ぼす「社会的インフラ」の問題であり、「金融・資金決済の実務」ならびに「手形交換制度や一括決済方式など既存の諸制度との関係」等についても、十分かつ慎重な分析・検討を行うことが望ましい。また、中小企業のみならず各階層の企業や金融機関等の利用者のニーズおよびフィージビリティについても十分な検討がなされるべきである。
- ・ なお、平成16年4月28日付で経済産業省が実施している「金融システム化に関する検討小委員会報告書（案） - 電子債権について - 」に係る意見

募集に対しても、同様の意見を提出しております。

(2) 電子債権市場活性化のためのモデル事業について

- ・金融機関によっては、既に独自のスコアリングモデルによる信用リスク評価やモニタリング制度を活用し、中小企業融資に積極的に取り組んでいるところもあり、新たなモデル事業を検討するに当たっては、既存モデルとの関係や追加的なシステム環境整備に対する信頼性・社会的コスト等についても慎重な検討が行われるべきである。

(3) 信用保証の利用に係る事務手続きのオンライン化について

- ・事務手続きのオンライン化は、信用保証協会を利用した資金調達に関する問題であり、中小企業者の利便性向上、中小企業金融の円滑化につながらなければならないと認識している。

従って、システム化・法的問題の検討にあたっては、中小企業者の利便性の向上とともに、関係当事者の手続きについて正確性・安全性ならびにフィージビリティについても十分な検討がなされるべきである。

- ・また、諸手続きにおいて、各信用保証協会の取扱いに差異がある現状、利便性向上の観点より、手続きの統一化を含めた検討も不可欠である。

以 上